

兵庫県保険医協会尼崎支部 第107回医療と福祉を考える会
医療と介護の勉強会 i-kai 共同開催

脳梗塞による嚥下障害

～もう一度、口から食べたい～

～嚥下障害克服のリハビリを経験して～

日 時 4月19日(土) 14:00~16:00

会 場 尼崎市中小企業センター 401会議室

尼崎市昭和通2-6-68 TEL: 06-6488-9501(阪神尼崎駅から徒歩5分)

講 師 (医) 阿部歯科医院

阿部 勝也 先生

参加費 無料

超高齢社会の現代、摂食嚥下障害は増加する一方のトラブルです。また正月には餅をのどに詰まらせ、誤嚥による窒息死のニュースをよく耳にします。私自身、かつて深刻な嚥下障害の患者でした。それは暑い夏の夜のこと、突然の脳梗塞に襲われ意識消失。ICUから一般病棟に移っても片麻痺で歩けず、嚥下障害のため飲むことも食べることもできず、リハビリに明け暮れる毎日でした。楽しい食事は人生の生きがいです。自分自身の嚥下リハビリを紹介しながら、食べる・飲み込むメカニズムを見つめ直し、多職種で取り組む嚥下障害の予防・治療・リハビリを考えてみたいと思います。【阿部 記】

お問合せは 協会事務局 沖野・林・石本 TEL: 078-393-1805まで

【お申し込み】FAX: 078-393-1802 尼崎支部 第107回医療と福祉を考える会(4/19)

()市 医療機関・事業所等名()
 TEL(- - -)

参加者ご氏名	職種

兵庫県保険医協会 尼崎支部ニュース

448号

2025年2月25日付

〒650-0024 神戸市中央区海岸通1-2-31

神戸フコク生命海岸通ビル5階 兵庫県保険医協会 尼崎支部

TEL078-393-1801 FAX078-393-1802

第106回 医療と福祉を考える会を開催

多職種で学ぶ住宅改修



具体的な事例を交えながら説明する坂根弘子氏(写真左上)と熱心に住宅改修事例を聞く参加者

尼崎支部では1月23日、尼崎市医師会館で第106回医療と福祉を考える会を、医療と介護の勉強会i-kaiと共同開催した。「介護される人・介護する人が主人公の住宅改修」をテーマに、住宅改修ひとがしゅの坂根弘子氏(一级建築士)が講演し、会員・ケアマネジャー・介護施設職員ら12人が参加した。

坂根氏は「改修を行う箇所で介護者がどのように動いているのかを実際に見て、どれだけ足が動いているのか、手がどこにつくかを確認した上で改修する。そして利用者の希望をよく聞き、改修箇所だけでなく、その周囲での動きやすさも考えながらより良い提案を行っている」と語り、介護者の状態にあわせた様々な改修事例を紹介した。

また、坂根氏は、近年の消費税の値上げや物価高騰にもかかわらず、介護保険による住宅改修の支給額制度が誕生してから現在までの約25年間、一度も増額がなされていないと指摘。実質的に住宅改修に利用できる金額が少なくなっている状況が続いていると述べた。次号に、参加者の感想を掲載予定。

【参加者アンケートに寄せられた声】

- 多職種の目線として、改修する側の視点として興味深かった(介護療法士)。
- 職業柄、家屋改修に同行し、利用者にとっての最適な手すりの高さや位置を検討することはあったものの、介護保険の理解や仕組みに対する理解が必要だと感じた。その上で、住宅改修と一緒に見ていける医療人を目指したい(理学療法士)。
- 20年前から、国の住宅改修の支給額が上がってないとのこと。物価も上がり、ぜひ市議会にあげてください。よろしくお願いします(ケアマネジャー)。

－第605回幹事会だより－

- 尼崎支部の会員数 1月23日(木)於:尼崎市医師会館会議室
1/1現在 医科379人、歯科171人
- 医療をめぐる情勢と運動対策
今後の支部企画(医療と福祉を考える会、医院継承セミナー、支部総会市民公開企画)について討議を行った。
- 2月日程 2月19日(水)13:00～ かごの屋(南塚口町8-9-5)
お問い合わせはTEL 078-393-1840 林・沖野・石本まで

〈尼崎社会保障推進協議会 学習会のご案内〉

「介護や在宅医療」に役に立つ制度

日 時: 3月15日(土) 14:00～16:00
 場 所: 尼崎市中小企業センター 1階ホール
 講 師: 神戸女子大学客員講師・兵庫県高齢者生活協同組合理事長

阿江 善春氏

参 加 費: 無料

自分たちの力ではどうする事も出来ない時、役に立つ制度がいろいろあります。学習会では活用できる様々な情報が得られます。是非ご参加ください。

ご参加いただいた方には「くらしと命を守るハンドブック」を無料進呈します!

連絡先: 尼崎医療生協 組合員活動部 06-4962-4920 まで

〈アスベストの被害からいのちと健康を守る尼崎の会〉

第18回総会のご案内

日時: 4月19日(土) 14:00～ 会場: 小田南生涯学習センター

アスベストによる健康被害を心配される患者様がおられましたら、下記までご相談ください

連絡先: 06-6489-2600 (TEL・FAX共通) まで

尼崎社保協が尼崎市と懇談

市民が介護サービスを安心して使える体制に

尼崎社会保障推進協議会(会長・綿谷茂樹協会尼崎支部長)は11月20日、事前に提出していた要望書に基づいて、尼崎市担当部局と懇談した。協会と尼崎医療生活協同組合など加盟5団体から21人が参加した。参加した尼崎医療生協病院ソーシャルワーカーの田野あゆみ氏の感想を紹介する(懇談内容は1月25日付支部ニュース既報)。

全体的に、市は要望に対して検討しようという姿勢は見られなかった印象でした。

国民健康保険料滞納が続く方について、国保年金課から「特別療養費制度」で10割負担となる旨の説明があり、資格確認書に記載されるということでしたが、短期保険証がなくなることで、2025年8月以降、急に10割負担となってしまう対象者がいるのではないか心配があります。これまで聞きなじみのない名称で記載されても利用者にわかるのかという懸念もあり、医療機関に来られて初めて気づく事例が出てくるのではないかと思いました。

国保法44条(窓口一部負担金の減免)について、尼崎市ではここ数年は窓口担当者が相談に前向きな姿勢で、以前に比べて相談しやすくなつたと感じていますが、実際に保険料減免の相談には行ったが、市役所で案内がされなかつた事例が報告されており、市役所内で連携がなされているか気になっています。また、回答書に県内同一所得・同一保険料を目指す中で、県内で一部負担金の減免の統一基準を策定するような記載がありました。他市では尼崎市以上に適用基準が厳しいと聞いており、後退しないようにしていただきたいです。

無料低額診療事業は、現在対象外となっている薬局の薬代の助成について、実際にかかる薬代の調査について検討するとの明確な返答はありませんでしたが、ぜひ実施していただきたいと思います。受療権の問題もありますが、他の参加者からも意見があった、薬価の高い治療を中断して病状悪化してから要する医療費を考えると、予防の観点からも、薬局の薬代助成を進める方が長い目でみて市の財政負担の軽減につながるのではないかという視点も重要だと感じました。

介護保険の認定調査遅延について、申請に対する処分(認定)は、申請から30日以内にしなければならない規定であるにも関わらず、遅延が常態化しているのが問題だと思います。

申請日まで認定期間を越るといつても、利用を開始したい時期と調査時期があまりに離れてはいる、その間サービス事業所は請求もできず、どの介護度となるかわからない中でケアマネジャーもプランが立てづらく、主治医意見書の内容と調査時の本人の状態に乖離が生じる可能性もあり、サービス利用を絞らざるをえません。調査遅延は本人のサービス利用の機会が奪われているともいえる状況です。

調査員不足を理由のひとつとして挙げられていましたが、職員体制により市民のサービス利用が滞る事態は許容されるものではないと思います。

【尼崎医療生協病院・ソーシャルワーカー 田野あゆみ】



市の担当者(左奥)と懇談する社保協メンバー